

# 蕪崎市行政改革大綱

## (改訂版)

平成31年2月

蕪崎市

# 目 次

## 第1章 行政改革について

1 行政改革の必要性	1
2 これまでの行政改革の取り組み	1
3 新たな行政改革大綱の策定	3

## 第2章 行政改革大綱の基本的な考え方

1 行政改革大綱の位置づけ	4
2 推進期間	5
3 行政改革実施計画	5
4 推進状況等の公表	6
5 推進体制	6

## 第3章 行政改革大綱の基本方針と推進項目

1 基本方針	7
2 体系図	7
3 基本方針と推進項目	8
市民が主役のチーム韮崎によるまちづくりの推進	9
経営的な視点による質の高い行政サービスの提供	9
自立した行財政基盤の構築	11

# 第1章 行政改革について

## 1 行政改革の必要性

少子高齢化の一層の進展や人口減少社会の到来、長引く景気の低迷による産業構造や雇用の悪化、東日本大震災等を契機とした地域コミュニティへの関心の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化を続けています。

また、多様化する市民ニーズ、これまで整備してきた公共施設等の老朽化、行政サービスコストの増加、安全安心への対応など高度化・複雑化する行政課題や地域課題等、地方自治体を取り巻く環境は、一層厳しい状況下にあります。

このような中、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民に対して質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政運営の推進、また、確固たる財政運営基盤づくりが必要であり、今後も継続した取組みが求められております。

## 2 これまでの行政改革の取り組み

本市では、昭和57年度から行政改革に取り組み、平成7年度に最初の行政改革大綱を策定して以来、平成13～15年度(第2次)、平成17～21年度(第3次)、平成24～30年度(第4次)と積極的な行政改革を国における行政改革推進の方針に沿って策定を重ねてまいりました。

### ▼ 本市における行政改革の沿革

(年 度)	(内 容)
昭和57年度	・ 事務事業、組織機構の合理化に関する事項を調査審議する韮崎市行政審議会を設置
昭和58年度	・ 同審議会から、早急に改善すべき事項についての中間答申を受け、事務事業等の見直しに取り組む
昭和59年度	・ 同審議会から、最終答申を受け、本格的な行政改革に着手
平成 7年度	・ 行政改革大綱(H8～H10)【第1次】を策定
平成12年度	・ 行政改革大綱(H13～H15)【第2次】を策定 ・ 行政改革大綱実施計画(H12～H15)を策定
平成16年度	・ 行政改革大綱実施計画(H16～H18)を策定
平成17年度	・ 韮崎市行政改革大綱(H17～H21)【第3次】を策定 ・ 行政改革大綱実施計画「集中改革プラン」(H17～H21)を策定
平成23年度	・ 韮崎市行政改革大綱(H24～H30)【第4次】を策定 ・ 行政改革大綱実施計画(前期：H24～H27)を策定
平成27年度	・ 行政改革大綱実施計画(後期：H28～H30)を策定

▼ 行政改革大綱における基本方針と主な取組事項等

推進期間	基本方針	主な取組事項
平成8～ 10年度	① 事務事業の見直しと効率的財政運営の方策 ② 組織機構の見直しと弾力的行政運営の方策	OA化の推進、市議会・委員会等の定数削減、組織機構の見直し、適正な職員定数の管理
平成13～ 15年度	① 市民に信頼される公正で透明な市政の確立 ② 簡素で効率的、効果的な行政運営の徹底 ③ 市民ニーズに即応できる柔軟で活力ある執行システムの構築	情報公開の推進、市民提案の創設、行政評価システムの導入、人材育成・人事管理・組織機構の見直し、財政の健全化、バランスシート等の作成 [計画項目数：98項目] [実施項目数：81項目]
平成17～ 21年度	① 市民とのパートナーシップに基づく市政運営 ② 経営資源を活用した構造改革の推進 ③ 組織・機構の再編と人事制度改革 ④ 健全な財政運営の確保	業務マニュアルの作成、外部評価の実施、指定管理者制度の導入、組織機構の再編、特殊勤務手当の見直し、人事評価制度の試行、適正な職員定数の管理 [計画項目数：99項目] [実施項目数：86項目]
平成24～ 30年度	① 市民満足度の高い行政サービスの推進 ② 成果を重視した効率的な行財政運営の推進	コンビニ収納導入、ホームページのリニューアル、審議会等会議の公開、公共施設管理計画の策定、補助金等の整理合理化、非常勤特別職報酬等の見直し、受益者負担の適正化による使用料の見直し 前期：[計画項目数：65項目] [実施項目数：55項目] (H27時点) 後期：[計画項目数：70項目] [実施項目数：56項目] (H29時点)

現行の行政改革大綱（第4次）では、限られた資源（人材、施設、資金等）で、迅速性、的確性、効率性及び実効性を追求し、市民本位の「市民満足度の高い行政サービスの推進」と、これまでにおける経費の節減や職員数の削減といった「成果を重視した効率的な行財政運営の推進」を主眼においた基本方針に基づき、具体的な取り組み事項（実施計画等）を掲げ、毎年度ローリング（見直し）方式により改革に取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

### 3 新たな行政改革大綱の策定

本市においては、これまで4次にわたる行政改革大綱により、多くの行政課題に取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

国立社会保障・人口問題研究所における「地域別将来推計人口（H30.3）」によると、本市の2040年の推計人口は、2015年対比で30.9%減少の21,200人となり、人口ピラミッドの年齢構成の変化に伴い、従来の「釣り鐘型」から「棺おけ型」へと変化するとされています。

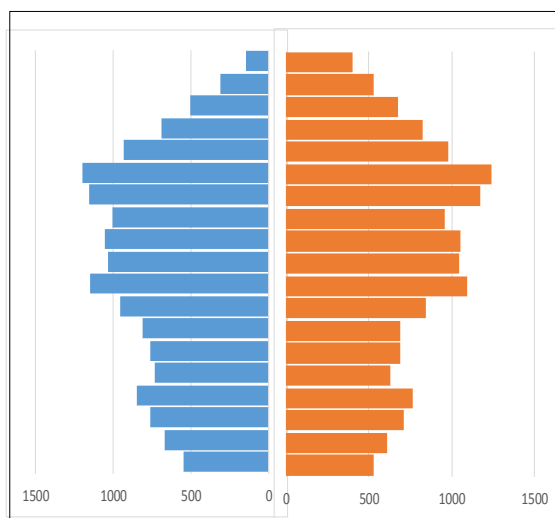
また、今後において、人口減少のみならず、65歳以上の高齢者の割合が44.2%となり、特に若年労働者の労働力不足も深刻となることが予想されます。

このような問題に対応すべく、これからも将来にわたり自立した行財政運営を行っていくためには、市職員の意識改革はもとより、市民等との一体感・連帯感の醸成を図りながら、「チーム韮崎」による協働のまちづくりを、より一層推進していく必要があります。

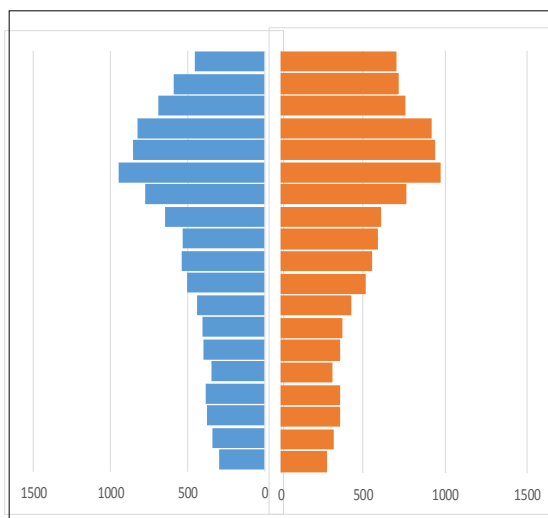
また、韮崎市第7次総合計画の将来都市像である「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさとにらさき」の実現を図るためには、この計画のまちづくりの基本方向に掲げられている「市民が主役の持続可能なまちづくり」を推進する必要があります。

このために、これまでの行政改革の取り組みを継承・充実させながら、新たな視点による改革項目を加えた第5次行政改革大綱を策定し、市民に信頼され、期待される、効率的・効果的・柔軟で計画的な行政運営の更なる推進を図っていくものであります。

<2015>



<2040>

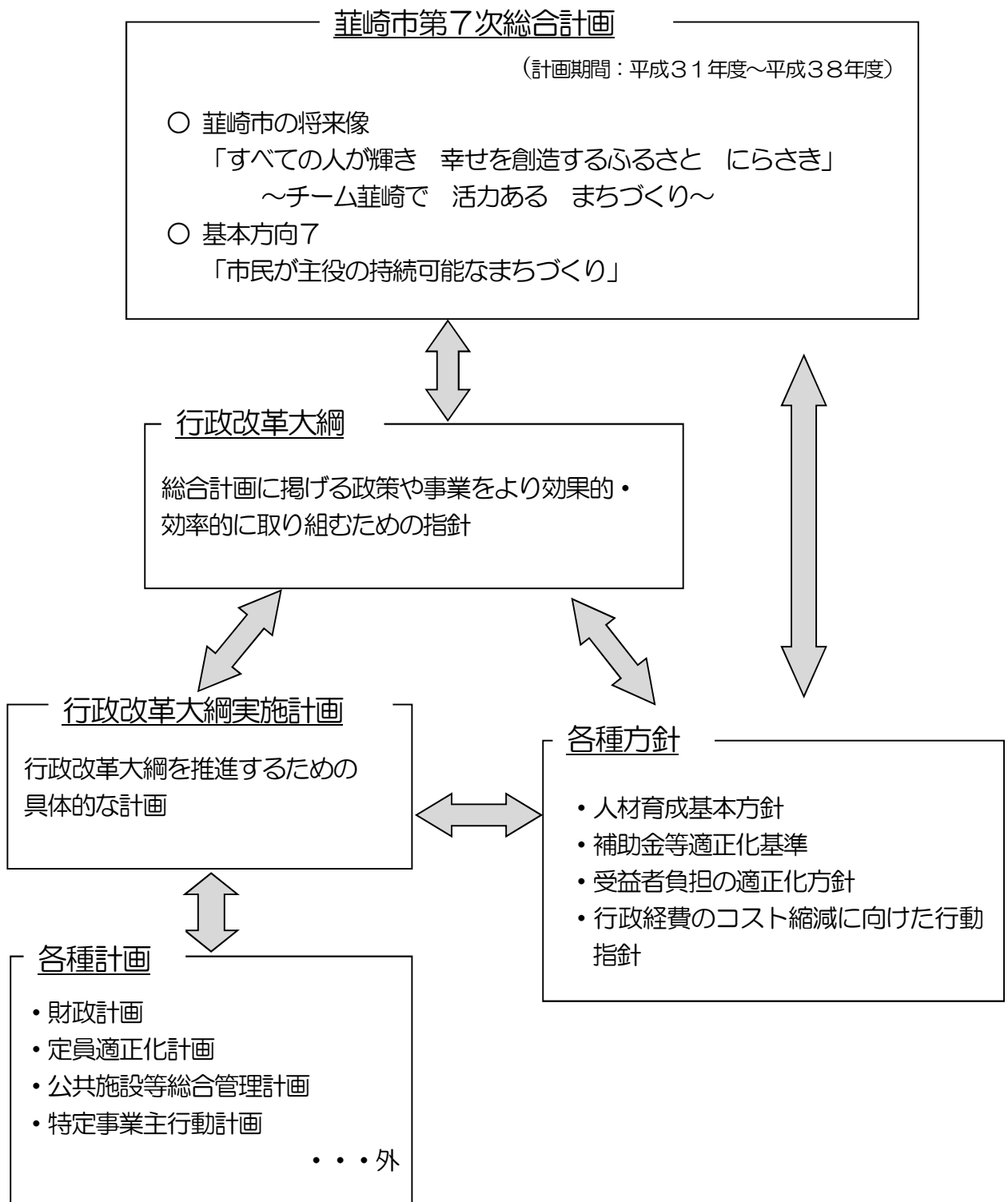


国立社会保障・人口問題研究所における「地域別将来推計人口（H30.3）」

## 第2章 行政改革大綱の基本的な考え方

### 1 行政改革大綱の位置づけ

行政改革大綱は、本市のまちづくりに関する最上位の計画である「第7次総合計画」における将来像の実現に向け、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、政策や事業の積極的な展開をバックアップし、より効果的・効率的に取り組む指針として位置づけます。



## 2 推進期間

新たな行政改革大綱の推進期間は、第7次総合計画の基本構想、基本計画にあわせることとし、2019年（平成31年度）から2026年（平成38年度）までの8年間とします。

ただし、基本計画の後期計画が策定された時点や本市を取り巻く社会経済情勢の変化等により、本大綱に見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

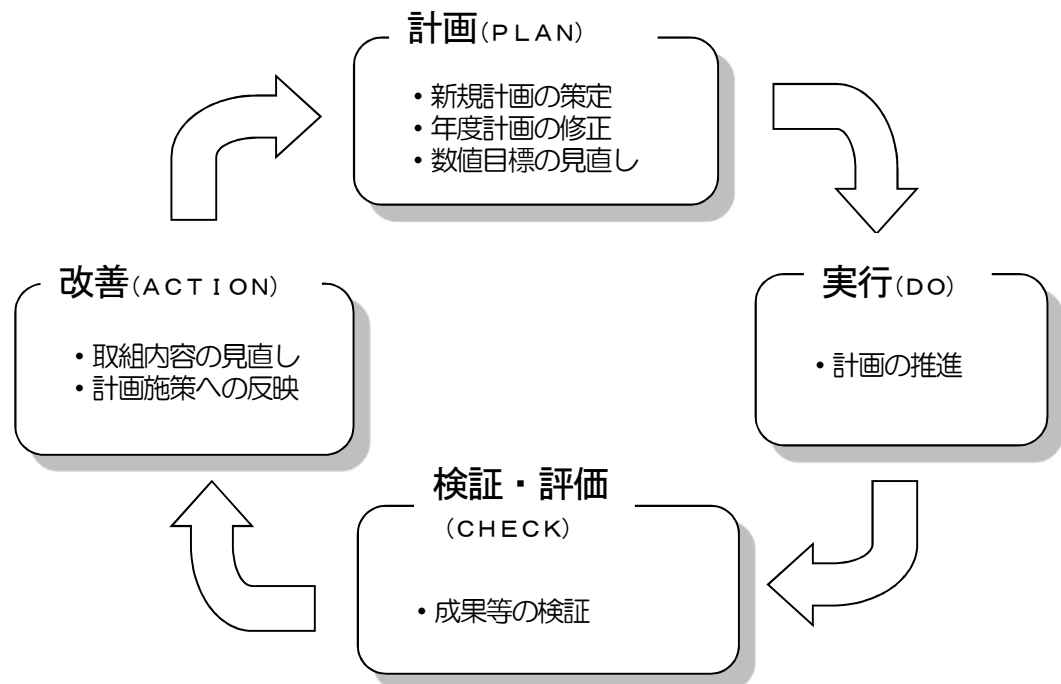
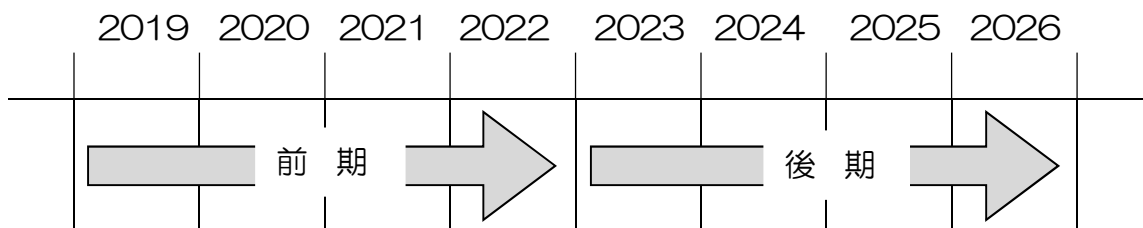
## 3 行政改革実施計画

行政改革大綱に基づき、具体的な実施内容を明記した「行政改革実施計画」を策定し、計画的な推進を図ります。

実施計画の計画期間は、前期を2019年（平成31年度）から2022年（平成34年度）までの4年間とし、後期は2023年（平成35年度）から2026年（平成38年度）までの4年間とします。

なお、実施計画の項目については、「何を」・「どれだけ」・「いつまでに」・「どのように」など、検討の期間や実施予定年度を明確にし、可能な限り目標の数値化を図ります。

また、実施計画の項目については、PDCA「計画(P L A N)－実行(D O)－評価(C H E C K)－改善(A C T I O N)」のマネジメントサイクル（目的を達成するための一連の管理システム）により改善点を把握し、より高い効果が発揮できるように毎年度ローリング（見直し）を行います。

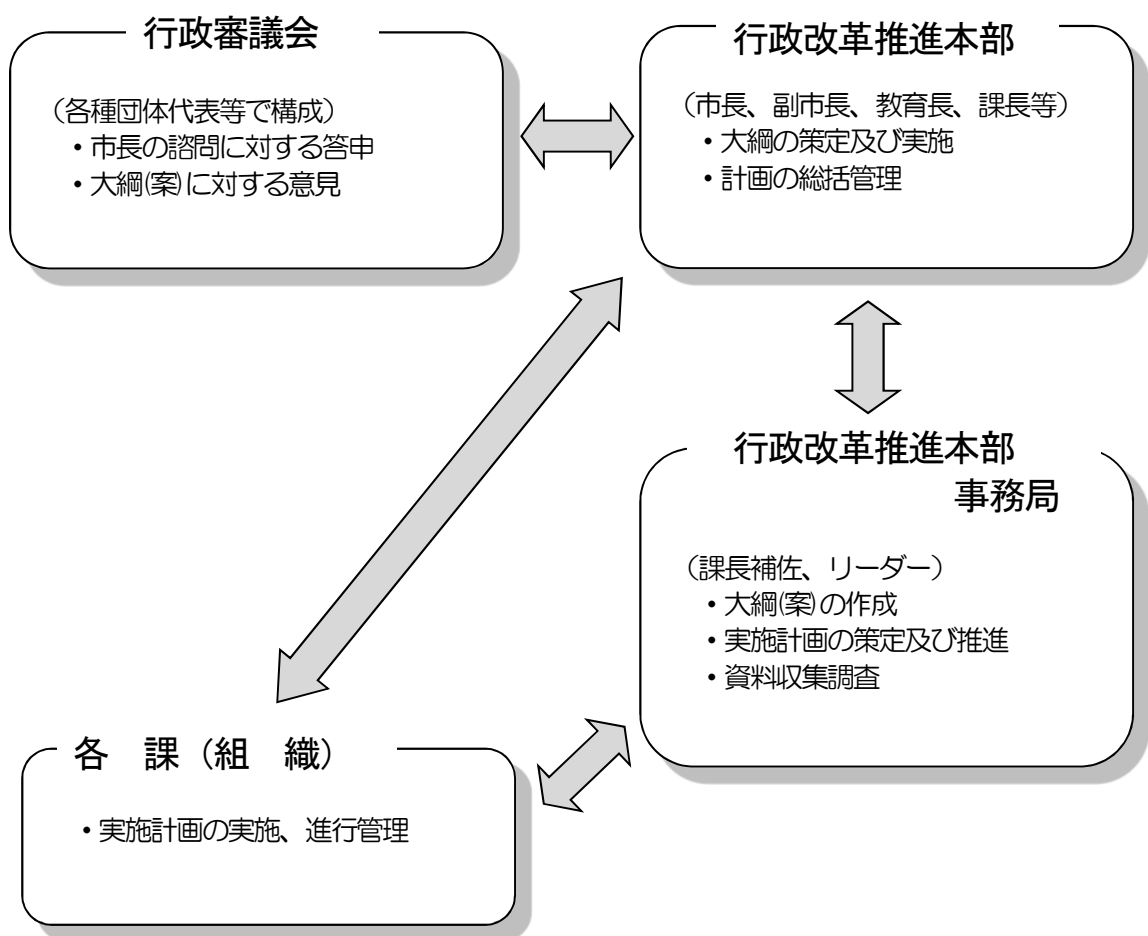


#### 4 推進状況等の公表

この大綱及び実施計画の趣旨、内容、また実施状況、取組結果等について、市の広報やホームページで市民に分かりやすく公表し、市民をはじめ関係機関等の理解を得ながら取り組みを進めます。

#### 5 推進体制

行政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもと、毎年度、実施計画の進捗状況や成果を検証しながら、効果的な進行管理を行います。



※ 韮崎市行政審議会条例、韮崎市行政改革推進本部設置規程



## 第3章 行政改革大綱の基本方針と推進項目

### 1 基本方針

第5次行政改革大綱においては、これまでの行政改革大綱の方針を継承しつつ、基本方針を新たにわかりやすく定め、それに沿った取り組みを行っていくこととします。

そのうえで、市民目線に立った市民によるまちづくりを推進し、経営的な視点を持ち真に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供し、将来にわたって自立できる行財政運営基盤の確保をしていかなければなりません。

そして、第7次総合計画のまちづくりの基本方向7「市民が主役の持続可能なまちづくり」の実現に向け、さらに市民からの信頼に応え、市民に期待される健全な行政運営を推進するため、次の3つを基本方針とします。

1. 市民が主役のチーム葦崎によるまちづくりの推進
2. 経営的な視点による質の高い行政サービスの提供
3. 自立した行財政基盤の構築

### 2 体系図

〔総合計画  
基本方向〕

市民が主役の持続可能なまちづくり



#### 1. 市民が主役のチーム葦崎によるまちづくりの推進

- (1) 積極的な情報発信・情報共有の充実
- (2) 市民が参加できる機会の創出
- (3) 市民等との協働の推進

#### 2. 経営的な視点による質の高い行政サービスの提供

- (1) AI・ICT活用による効率化
- (2) 事務事業の継続的な見直し
- (3) 業務改善の推進
- (4) 行政資源の有効活用・効率的な管理
- (5) 民間活力の活用
- (6) 広域行政（連携）の推進

#### 3. 自立した行財政基盤の構築

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 歳入の確保
- (3) 歳出の合理化
- (4) 職員の意識改革・人材育成
- (5) 業務執行体制の整備

### 3 基本方針と推進項目

#### <基本方針>

#### 1. 市民が主役のチーム葦崎によるまちづくりの推進

人口減少、経済の縮小等厳しい社会状況の中で、市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身が自治の主役となったまちづくりを行っていく必要があります。

今後は、地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民、コミュニティ、NPO、事業者や行政等が、それぞれの役割や自主性を尊重し合いながら支える社会に転換しなければなりません。

積極的な行政情報の提供により行政運営の透明性を高め、確固たる市民との信頼関係を構築していくとともに、様々な情報を市民と共有した上で、まちづくりの目標やその実現のための役割を、それぞれが認識し合い、「チーム葦崎」によるまちづくりを推進していく必要があります。

#### 2. 経営的な視点による質の高い行政サービスの提供

最小の経費で最大の効果を上げるには、業務の効率化や経費の削減はもとより、経営的な視点に立った効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中による重点化により、市民満足度や質の高いサービスを提供していかなくてはなりません。

そのためAIやICT、マイナンバー制度等を積極的・有効的に活用したり、公共施設やインフラについては、長期的な視点に立ったマネジメントを行うなど、総合的かつ計画的に行政運営を行うとともに、民間活力の活用や、広域行政の推進にも積極的に取り組んでいく必要があります。

#### 3. 自立した行財政基盤の構築

今後も、社会保障関係経費の増加等により、財政を取り巻く環境は、ますます厳しくなると予想されます。

そのため、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた財源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に積極的に努め、自立した財政基盤を確立する必要があります。

また、限られた職員で質の高い市民サービスを提供するため、職員の意識改革や能力向上を図り、機能的で市民からわかりやすい風通しの良い業務執行体制を構築することで、本市の最大の経営資源である組織・職員の最大限の力を引き出し、自立した行政基盤を構築します。

## 1. 市民が主役のチーム葦崎によるまちづくりの推進

### <推進項目>

#### (1) 積極的な情報発信・情報共有の充実

市民の理解と信頼を深め、市民参画と協働、「チーム葦崎」によるまちづくりを進めていくには、積極的な情報発信に取り組み、情報共有を図ることが重要です。

情報発信をより効果的に行うため、各報道機関への情報提供その他取組強化はもとよりインターネット、SNS、コミュニティFM等のあらゆる媒体を活用し、積極的に情報発信に取り組むとともに、情報提供の際には、単に事業内容等の事実のみを周知するのではなく、市民が実感として認識できるような、分かりやすく要点を明確にするといった工夫により、情報の「質」や「伝え方」の充実を図ります。

また、情報発信とあわせ、市の政策やさまざまな課題に対して、より多くの市民や幅広い立場の市民の意見や要望を把握するためにも、事業用アプリの導入や、あらゆる機会を活用し、市民との情報共有を深めます。

なお、今後本市の定住人口を増加させる必要があることから、本市の魅力を戦略的に発信するシティプロモーションの推進についても鋭意検討・推進します。

#### (2) 市民が参加できる機会の創出

今後の行政運営には、市民の意思やアイデアを反映し、施策・事業の実施や評価に対して積極的に参画いただくことが必要不可欠であることから、市民や各種団体等へ周知・啓発を行い、総合戦略策定や男女共同参画の推進等、まちづくりの様々な分野において、市民が参加しやすい形態、参加できる機会の拡充などに努めます。

#### (3) 市民等との協働の推進

市民と行政がお互いのアイデアや資源を持ち寄り、適切な役割分担のもとに充実した行政サービスを創り上げていくため、協働のパートナーとなる、コミュニティ、NPO、事業者等の積極的な支援・育成に努めるとともに、コーディネーターや拠点づくりについて検討します。

さらに、地域にとって最も効果的で効率的な行政サービスを提供するため、専門性、先駆性、機動性や地域性などの活動団体の特性を活かすことができるよう調査・研究しながら、「市民協働ガイドライン」の策定を行い、適切な役割分担や事業形態を明確にし、さらなる協働事業を推進します。

## 2. 経営的な視点による質の高い行政サービスの提供

### <推進項目>

#### (1) AI・ICT活用による効率化

AI（人工知能）の活用による事務の自動処理化や、申請届出の手続きや公共料金の納

付方法などをインターネット・携帯電話に代表されるICTコンテンツ（情報通信技術を利用したサービス）や「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）の導入を活用した電子申請サービスの充実などにより、市民目線に立った利便性及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供と事務作業の簡素化に努めます。

## (2) 事務事業の継続的な見直し

限りある人材、財源を効率的に活用した各種政策、施策、事務事業を展開していくにあたり、市民の意向等を十分に把握するとともに事務事業の内部評価及び外部評価を活用し、不要不急又は有効性の低い事務事業の廃止・縮小、類似する事務事業の整理統合など徹底した見直しを行います。

## (3) 業務改善の推進

職員一人ひとりの通常業務や担当内、課内等の共同作業、庶務業務の集約化等について連携体制や改善方法を研究、業務改善推進委員会等を中心に業務改善につなげ、事務処理の効率化を図ります。

また、職場環境の改善や市民の行政への信頼性確保の面からも「しごとの5S」（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の推進に努めます。

## (4) 行政資源の有効活用・効率的な管理

現在及び将来の需要や老朽化の状況等を踏まえて、また、施設を良好に維持、耐久性等を確保するために、改修による長寿命化や、統廃合、複合化等を検討して策定した公共施設等総合管理計画の進捗管理に努めます。

また、公共施設以外のあらゆる行政資源についても、有効活用策を検討します。

## (5) 民間活力の活用

あらゆる行政サービスの推進にあたり、従来の手法にとらわれることなく、積極的に民間活力の活用を検討します。

また、公共施設の管理においては、その機能や役割、行政関与の必要性を検証のうえ、市民ニーズの変化、地域の実情や老朽化への対応等を勘案しながら、市民サービスの向上や利用促進、経費節減等を図るため、既に民間委託や指定管理者制度を導入している施設以外の施設等についても導入を検討し、更なる民間活力の推進を図ります。

また、公共施設の建設や管理については、PPP・PFIの活用等、本市で実施したことがない手法についても鋭意検討します。

## (6) 広域行政（連携）の推進

今後、市町村単位での行政サービスの水準維持は難しくなることが予測されることから、行政サービスにおいて本市単独で実施するよりも、広域化（連携）した方が効率的・効果的である事務や業務について、複数の市町村で構成する「圏域」を行政主体とし行政サー

ビスを担うといった体制づくりを、国の動向（法制化）を注視しながら、検討を進めます。

また、現在加盟している一部事務組合のさらなる広域化についても、関係自治体と協議を進めます。

なお、本市の一般会計に占める一部事務組合等への負担金は大きいものがあり、また、一部事務組合等においても、より効率的・効率的な運営が求められ、行財政改革の推進を図る必要があることから、市としても取組を支援します。

### 3. 自立した行財政基盤の構築

<推進項目>

#### (1) 計画的な財政運営

将来に過度な財政負担を残さないよう財政運営の基礎となる財政計画に基づき、毎年度の歳入、歳出の均衡を保つなど計画的な財政運営を維持し、経常経費の適正化や市債残高の縮減に努めるなど、財務体質の更なる強化を進めます。

また、国保、介護等の特別会計においては、医療費等の適正化等の健全経営に努め、簡易水道や下水道会計等においては、公営企業会計の適用による財務諸表や固定資産台帳を整備することを進めます。

さらに、病院や水道事業を含め、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努めます。

#### (2) 歳入の確保

税負担の公平化や適正化の観点から、市税等の適切な賦課や収納対策の徹底を図るとともに、使用料等の未収金対策についても収納率の向上に努めます。

また、使用料・手数料等については、受益者負担の適正化方針に基づき、引き続き見直しを実施します。

さらに、自主財源の更なる確保のため、ふるさと納税制度のさらなる強化や未利用の市有財産について、売却、有償貸付等を行うなど、あらゆる手法により積極的な財源確保に努めるとともに国県支出金等の特定財源の確保や新たな財源の検討についても引き続き検討を進めます。

#### (3) 歳出の合理化

経営感覚やコスト意識を徹底した予算編成及び予算執行に努めます。

また、安易な市債借入れに頼らず、将来世代への公債費の抑制に努め、自主・自立性の高い財政運営を図ります。

なお、補助金については、補助金等適正化基準に基づき、各種事業や補助制度の検証を行い、投資効果や効率性を考慮しつつ、継続して、見直しや合理化等を進めます。

#### (4) 職員の意識改革・人材育成

多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員自らの知識や技術の習得はもとより、政策立案能力や説明能力、高い倫理観、危機管理意識や改革意欲など職員の資質の向上が必要不可欠であります。

職員が目指すべき方向性を示す人材育成基本方針の改定を行い、職員の能力開発に向けた研修の実施や、人事交流や派遣、また、担当課の垣根を超えた職員による自主研究グループ等の積極的な活用により職場内で人を育てる風土の醸成や、人事評価制度を活用した職員の意識改革及び人材育成の推進に取り組みます。

また、女性が活躍できる社会環境の実現に向け、意欲や能力のある市女性職員の管理・監督職への登用に努めます。

#### (5) 業務執行体制の整備

多様化する市民ニーズや行政課題に対応するため、簡素で合理的な市民にわかりやすい組織機構を基本に、従来の縦割行政の弊害を排除し、連携により横断的かつ、柔軟で機動性の高い業務執行体制を構築します。

また、多様な人材の確保に努めるとともに、定員適正化計画に基づく適正な職員配置と定員管理に努めます。